

平成19年（2007年）度入試 短縮コース試験 出題の意図

「私法」

問題1

本問は不法原因給付に関する問題である。まず、①において民法708条本文に該当するかをたずねる。続いて、②において不法原因によりなされた抵当権登記の抹消請求の可否という問題について、③では事後的返還合意について、判例・学説の状況を問うものである。不法原因給付という民法上重要な制度の趣旨をいかに身につけているかという理解力を見るとともに、答案作成における論理的思考力を見るものである。

問題2

本問は、多くの株式会社の定款に存在する議決権代理行使に関する規定の法的効力を問うものである。まず、この問題に関する最高裁判例の基本的立場を理解しているかどうか、そしてそのうえで、下級審判例の見解が分かれている本件事案に関して、説得力ある論拠により自らの見解が示されているかがポイントとなる。それにより、会社法上の重要問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力を見るものである。

「刑法」

問題1

共同正犯からの離脱はどのような場合に認められるか、及び正当防衛と認められる「侵害現在時」における暴行と侵害終了後の「新たな共謀」による暴行との区別とが問題となる。

問題2

本問は、刑法（各論）の基礎的な法律知識及び法的推論能力を試す意図で出題した。

出題に含まれている論点は、①有印公文書偽造罪の成否、②同行使罪の成否の2点であり、これらの論点の発見能力、それについての論理的思考力、判断力、表現力を見ようとするものである。

「公法」

問題1

本問は「旭川学力テスト事件」最高裁大法廷判決を素材にしたものである。

設問1は、本大法廷判決に先立つ第二次教科書検定訴訟第1審判決〔杉本判決〕で示された「国民の教育権」説と第一次教科書検定訴訟第1審判決〔高津判決〕で示された「国家の教育権」説が理解されているかを問うものである。

設問2は、「旭川学テ判決」において、最高裁が示した中学校学習指導要領の「大綱的基

準」の範囲内における文部大臣（文部省）の教科書検定を肯定したものであることが理解できているか否かを問うとともに、これに対する受験者の見解を問うものである。

問題2

本問は最近、報道された事件を素材にしたものである。

これまでの行政事件訴訟法は、申請に対する許否処分につき仮の義務付け制度を欠いていたが、平成17年4月1日施行の改正行政事件訴訟法において取入れられ、それまでの不備が改善された。

本出題の意図は、行政裁量の統制のあり方、及び行政事件訴訟法の最新の改正についての知識を確認するとともに、最近の報道された行政事件に対して、鋭い感性を持っているか否かを確かめることにある。